

広島県告示第六百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十八年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上温品四丁目一地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成十二年十月十二日広島県告示第九百三十号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱六号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存し、標柱六号は告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とする。

郡市・区		町	字	地番		標柱番号
広島市 東区		馬木町	五十目	二六八番二	標柱一号	
		上温品 四丁目		一一二六番三	標柱二号	
				一一二六番八七	標柱三号	
				一一〇二番三	標柱四号	
				一一〇八番二	標柱五号	
		馬木町	五十目	二五五番三	標柱六号	
				二五九番二	標柱七号	
				二六七番一	標柱八号	